

役員退職慰労金支給規則

(平成 24 年 3 月 27 日制定)

(平成 30 年 6 月 29 日改正)

(令和 3 年 3 月 26 日改正)

(総則)

第 1 条 公益財団法人日本国際教育支援協会の役員（役員報酬規則第 2 条に定める常勤役員をいう。以下同じ。）が退職（死亡を含む。以下同じ。）した場合においては、この規則の定めるところにより、退職慰労金を支給する。

(退職慰労金の額)

第 2 条 退職慰労金の額は、在職 1 月につき、退職の日におけるその者の俸給月額に 100 分の 12.4625 の割合を乗じて得た金額とする。

(在職期間の計算)

第 3 条 在職期間の月数の計算については、任命の日から起算して暦にしたがって計算するものとし、1 月に満たない端数（以下「月端数」という。）が生じたときは、1 月とする。

(再任等の場合の取扱い)

第 4 条 役員が、任期満了の日又はその翌日に再び同一の役職の役員に任命されたときは、その者の退職慰労金の支給については、引き続き在職したものとみなす。

2 役員が、任期満了の日以前又はその翌日において役職を異にする役員に任命されたときは、その者の退職慰労金の支給については、引き続き在職したものとみなす。

3 退職慰労金の額は、同一の役職の役員として引き続き在職した期間ごとに計算した額の合計額とする。この場合における退職慰労金の計算の基礎となる俸給月額は、その者がすべての役職の役員を退職した日における役職ごとの俸給月額とする。

4 前項の規定を適用する場合において、退職慰労金の額を算定する基礎となるそれぞれの役員の在職期間の合計月数が、最初に役員に任命された日からすべての役員を退職した日までを暦に従って計算した在職期間の月数を超えるときは、当該超過月数を、それぞれの役職の役員の在職期間の月数を計算する場合に生じた月端数の最も少ない在職期間から始め、1 月ずつ、順次月端数の少ない在職期間から差し引くものとする。

(退職慰労金の支給)

第 5 条 退職慰労金は、法令によりその退職慰労金から控除すべき額を控除し、その残額を直接本人（本人が死亡したときは、その遺族）に支給する。

2 退職慰労金は、予算その他特別の事由がある場合を除き、支給事由の発生した日から 1 月以内に支給する。

(退職慰労金の支給制限等の取扱い)

第 6 条 退職慰労金の支給制限、支払の差し止め及び返納の取扱いについては、国家公務員の例による。

(遺族の範囲及び順位)

第 7 条 第 5 条に規定する遺族の範囲及び順位は、次の各号に規定するところによるものとし、第 2 号及び第 3 号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順位による。

(1) 配偶者（婚姻の届出をしないが役員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）

(2) 子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びその他の親族で役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持し、又は生計を共にしていた者

(3) 子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びその他の親族で前号に該当しない者

2 前項第 2 号及び第 3 号の規定中父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、父母の実父母を後にする。

3 退職慰労金を受けるべき遺族のうち、同順位の者が 2 人以上あるときは、その人数により等分して支給する。

(遺族からの排除)

第 8 条 次に掲げる者は、退職慰労金の支給を受けることができる遺族とはしない。

(1) 役員を故意に死亡させた者

(2) 役員の死亡前に、当該役員の死亡によって退職慰労金の支給を受けることができる先順位又は同順位

の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(端数処理)

第9条 この規則の定めるところによる退職慰労金の計算の結果生じた100円未満の端数は、これを100円に切り上げるものとする。

(改廃)

第10条 この規則の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

付 則

- 1 この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 財団法人日本国際教育支援協会役員退職手当支給規程(昭和38年6月10日制定)は廃止する。

付 則

この規則は、平成30年6月29日から施行し、平成30年5月1日から適用する。

付 則

この規則は、令和3年3月26日から施行する。